

令和2年10月23日 公表

令和2年度 第1回グループ内取引等適正化委員会議事録

開催日及び場所	令和2年10月8日(木) 中日本高速道路(株)東京支社会議室	
出席委員	委員長 伊達 弘彦(弁護士) 委員 相関 透(公益財団法人公正取引協会 常務理事) ※依田 照彦(早稲田大学名誉教授) 委員は都合により欠席	
審議対象期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
会社名(発注者)	抽出件数	(備考)
中日本高速道路(株)	3件	料金収受業務・保全点検等業務・維持修繕等業務(子会社契約)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング 東京(株)	1件	保全点検等業務(見積競争)
中日本ハイウェイ・メンテナンス 東名(株)	1件	維持修繕等業務(見積競争)
中日本ハイウェイ・メンテナンス 中央(株)	2件	維持修繕等業務(見積競争・総合評価)
中日本ロード・メンテナンス東京(株)	1件	維持修繕等業務(見積競争)
委員からの意見・質問、それに対する 回答等	(別紙のとおり)	
委員会による意見の具申又は勧告の 内容	<p>《料金収受業務(子会社契約)》 取引に係る消費税等について、税率が改正された場合は改正後の税率を適用する旨を契約書に記載しておくのが良い。</p> <p>《保全点検等業務(見積競争)》 契約後に追加等が見込まれる内容は、可能な限り当初契約に含めて競争に付すべきである。</p> <p>《維持修繕業務(見積競争)》 見積競争においては、候補者が多数となる場合を除き、履行可能と考えられる者は可能な限り見積依頼先に選定するのが望ましい。</p>	
備 考		

別記様式第1号の別添

委員からの意見・質問、それに対する回答等

抽出案件の審議	
<p>(1) 発注者：中日本高速道路（株） 内 容：料金收受業務 契約方法：子会社契約</p>	
意見・質問	回答
<p>消費税率が変更した場合の取り扱いについて、当初契約書に記載されていたか。</p> <p>消費税率が変更されても契約書に記載の税率を適用するという判例もあるため、トラブルが生じないよう、税率が改正された場合は改正後の税率を適用する旨を契約書に記載しておくのが良い。</p>	<p>当初契約書に記載は無く、税率の引き上げに対応するため変更契約を行った。</p> <p>消費税率の変更に関する契約書への記載については参考とさせていただきたい。</p>
<p>(2) 発注者：中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京（株） 内 容：保全点検等業務 契約方法：見積競争</p>	
意見・質問	回答
<p>契約金額が大幅に変更になった理由は何か。</p> <p>変更契約することは止むを得ないが、契約金額が大幅に増額になると、当初に見積競争をした意味が薄れてしまうため、追加等が見込まれる内容は可能な限り当初契約に含めておくべきである。</p>	<p>過年度の同種業務の実績から当初契約数量を設定したが、補修作業や緊急対応工事が大幅に増えたため。</p>
<p>(3) 発注者：中日本ハイウェイ・メンテナンス東名（株） 内 容：遮音壁扉取替工事 契約方法：見積競争</p>	
意見・質問	回答
<p>見積依頼先はどのように選定したのか。</p> <p>候補者が少ない場合は、3者に絞らずに見積依頼を行うことが望ましい。</p>	<p>履行場所、施工内容、実績等を考慮し、施工能力を有すると考えられる者を候補とし、その中から3者を選定した。</p>